

# 第196回国会 衆議院文部科学委員会議事録第17号 平成30年6月6日

○富岡委員長

次に、日吉雄太君。

○日吉委員

立憲民主党・市民クラブの日吉雄太でございます。

本日は、質問の機会を下さいまして、ありがとうございます。

余り時間がございませんので、早速質問に入らせていただきます。

本日は、加計学園の問題についてお伺いさせていただきたいと思います。まず初めに、建設費について確認をさせてください。

加計学園の獣医学部新設に巨額の建設費が投じられておりますが、その金額の妥当性、また研究施設としての設備の十分性、これに疑問視をする声が上がっておりまます。

先般の本委員会において、建物の図面、仕様書、見積書等の御提出をお願いしたところですが、公にすることで法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、開示していないとの御回答をいただきました。しかし、学校法人の公共性や、補助金という公金が投入されている現状を鑑みますと、学校法人は、自身を取り巻く利害関係者に対して説明責任を果たしていかなければなりません。

先般の本委員会で、校舎の建設費や建設業者の決定につきましては、加計学園において必要に応じ丁寧な説明が望ましいとの答弁をした旨加計学園に伝えたところでございますとの御答弁をいただきました。その際、加計学園のどのような職責の方と、いつ、どのようなやりとりがあり、加計学園側からどのような回答があったのか、教えてください。

○村田政府参考人（内閣府地方創生推進事務局・審議官）

お答え申し上げます。

先生から御指摘がございました、昨年十二月一日の文部科学委員会におきます先生からの御質問を受けまして、週明けの十二月の四日月曜日に、文部科学省の担当官より、加計学園の総合企画局総合企画室長に対しまして、国会において、校舎の建築費や建築業者の決定についてお尋ねがあつたこと、加計学園において必要に応じて丁寧な説明がなされることが望ましい旨の答弁をしたことをお伝えしてございます。その際に、加計学園の担当者からは、承ったという旨の回答があつたところでございます。

さらに、本年の二月二十三日でございますけれども、同じく文部科学省の担当官より、加計学園の御担当者に対して、その後の説明の状況について、電話で問合せをいたしたところでございます。

その結果、補助金についての議案が議会に近く提出予定であり、また、先日まで第三者機関による検証が行われていた状況であったことから、現時点では今治市に対する必要な説明、情報提供を中心に対応を行っている旨の回答があつたところでございます。

○日吉委員

ありがとうございます。

ただ、これまで、加計学園側から建設費や建設業者決定の経緯についてとても十分な説明がなされたとは思えない状況でございます。法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれから資料の開示もなされていない状況では、このままでは、利害関係者にとって、建設費の妥当性や研究施設の設備の十分性について判断するすべがございません。

ですので、学校法人の公共性や補助金の支出の観点から、文部科学省より加計学園に対して、改めて説明責任を果たしていただくよう御指導いただけませんでしょうか。いかがでしょうか。

○村田政府参考人（内閣府地方創生推進事務局・審議官）

お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、基本的に、文部科学省としての認識、答弁を伝えて、その上で、どのような形で具体的な説明責任、丁寧な説明ということをされるかというのは、基本的には当該法人の責任において判断がなされるべきだというふうに考えているところでございます。

文部科学省としては、こうしたことを踏まえて、大学、学校法人において適切な説明がなされることを期待しているところでございます。

○日吉委員

今申し上げましたように、十分な説明が行われていないと思いますので、ぜひとも改めて御指導のほどをお願いしたいと思います。

続きまして、加計学園問題の利害関係について改めてお伺いをさせていただきたいと思います。

まず初めに、現状認識についてお伺いいたします。

加計学園の獣医学部新設について、これまで長時間にわたって議論が行われてきましたが、この問題の本質というのは、獣医学部新設の認可のプロセスが適切であったかどうかにまずは一つあると思います。つまり、加計学園は総理のお友達なので優遇されたのではないかと疑われているわけです。

そこで、林大臣にお伺いいたします。各種世論調査におきましても、かなり高い割合で、加計学園問題について、疑惑は晴れていない、首相説明は信用できないとされていますが、多くの国民から疑問を持たれているという現実がある、この認識は間違いないでしょうか。

○林国務大臣

今委員がお触れになったように、いろいろなこの件に関する世論調査、私も報道で承知をしておりますので、その数字はしっかりと受けとめて、更に必要な説明が求められればしてまいらなければならない、こういうふうに思っております。

○日吉委員

ありがとうございます。

それでは、この疑惑の原因が何かについて伺います。

先ほども申し上げましたが、加計学園は総理のお友達だから優遇されたのではないか、このよう

な思いを持っている方が多数いらっしゃいます。つまり、総理と加計学園との間で何らかの深い関係があるのではないか、だから加計学園が優遇されたのではないかと疑われているわけです。

この関係、こういった現状認識、これには間違いないでしょうか。大臣、いかがでしょうか。

○村上政府参考人（内閣府地方創生推進事務局・審議官）

特区諮問会議の運営に関する事項の観点という観点から、まず私の方からお答え申し上げます。

もう委員御承知のとおり、特区の諮問会議では、直接の利害関係者については参加をさせないことができるという規定がございまして、これについては、みずから経営又は役員をしている場合ということを想定して運用してございます。当時、加計学園の公開されている役員等々のリストを見ましても、その中には諮問会議の関係者の名前は入っていない、このように承知をしてございます。

○日吉委員

今私がお伺いしたのは、加計学園が優遇されたのではないかと疑われている、こういった、何か深い関係があったのではないかという疑いが持たれている、ここに原因があるのではないかというふうにちょっとお伺いしたところなんですけれども、ちょっと改めて伺いませんが、要は、総理と加計学園との間に何らかの利害関係の存在が疑われ、その結果、加計学園の獣医学部新設の認可プロセスが不適切であったのかもしれない、このように疑われている、これが現実だと思います。

今御答弁いただきましたように、運営規則の第四条四項で、「会議は、その決定するところにより、会議に付議される事項について直接の利害関係を有する議員を、審議及び議決に参加させないことができる。」、このように定めていますが、改めてお伺いしますが、この規定の設けられた趣旨を教えてください。

○村上政府参考人（内閣府地方創生推進事務局・審議官）

お答え申し上げます。

このような規定を設けましたのは、特に制度改革を議論する場合につきましては、いずれにせよ、その果実は全ての事業者の方が御利用いただけるという意味で使われる場合は少ないかと思いますけれども、個別の事業者の認定にかかるような議決をする場合につきましては、中立性、公平性の観点から配慮する必要がある場合があるだろうということで置かれた規定でございますけれども、その運用につきましては、先ほど御説明させていただいたような形で運用させていただいている、このように承知をしてございます。

○日吉委員

まさにそのとおりで、諮問会議の中立性、公正性を確保するための規定ということです。諮問会議のメンバーが、私的な利益の実現を図ることで議論を誘導したり、利益相反行為に当たる発言を行うこと、こういったことを防止する目的でこのような規定が設けられているというふうに理解しております。

それでは、伺います。諮問会議のメンバーがもしも諮問会議の場で私的な利益を図る行為を行つたら、それこそ大問題ですが、そもそもこの規定は、会議の中立性、公正性を疑われること自体を

回避するためのものであって、利害関係者をあらかじめ会議に参加させないことで事前に問題発生を防ぐ目的で設けられている、このように理解しておりますが、よろしいでしょうか。

○村上政府参考人（内閣府地方創生推進事務局・審議官）

お答えを申し上げます。

会議自体につきましては、直接の利害関係人を参加させることができる、できないも含めまして、その内容も含めて、会議全体で、議事の内容も含めて、できれば全員一致ということで議決をするという性格の運用をさせていただいてございます。

これまでの特区諮問会議の運用におきましても、一件、みずから直接の利害関係人に該当するおそれがあるとして議決に参加されなかつた議員がいらっしゃったケースがございますが、いずれにしましても、その他の議案については全て出席者全員の合意で決議をされてございます。

事前にとおっしゃられたところの趣旨が、必ずしも私よくわかっていないところもございますけれども、いずれにせよ、その特定の者の意向による運営がなされないような仕組みを担保するという意味で、参加させる、させないも、議案の内容を議決するかどうかも含めて、委員の皆さんに会議の場で適切に御判断をいただく、このような形で運営をしているというふうに理解をしてございます。

○日吉委員

今お話をありましたように、やはり会議の中立性、公正性を疑われること自体を回避する目的で、そのために利害関係者をあらかじめ会議に参加させない、ないしはその会議の中でそういういた利害関係のある人をその議決に参加させないことを検討する、こういった趣旨であるということと理解いたしました。

今の現状に鑑みまして、今、国民の皆様の間で大きな疑惑が広がっているわけでございます。総理と加計学園との間に何らかの利害関係が疑われているわけです。

そうであれば、本来、運営規則の四条四項の規定によって、総理を諮問会議の審議、議決に参加させてはいけなかつたのか。結果として、大きく疑惑がある、疑われているという状況になってい。これは今、林大臣もそのような認識をされているというふうに理解いたしましたけれども、そういう結果が出ているということは、今、さかのぼって考えますと、この四条四項の規定によって、総理を諮問会議の議決に参加させるべきではなかつたのではないか、このように理解しておりますが、いかがでしょうか。

○村上政府参考人（内閣府地方創生推進事務局・審議官）

お答え申し上げます。

当時、直接の利害関係に該当するかどうかも含めて会議の皆さんで御判断をいただき、手続を経て適法に合意をされているものというふうに承知をしてございます。

先ほども申し上げたとおり、例えば、直接の利害関係があるないということを、現状の運用でございます、みずからが経営していたり、役員となっている会社が特区の事業認定を受ける場合という基準に照らしまして、加計学園の関係者の役員等のリストを見ても関係者は該当しないというこ

とで、当時適切に委員の皆さんに御判断をいただいたものということでございます。

それ以外の、ちょっと仮定の話については、大変恐縮でございますが、お答えを差し控えさせていただきます。

○日吉委員

直接の利害関係という言葉が出てきますけれども、この意味するところ、加計学園の役員等になつてないかどうかというふうなお話がございましたけれども、直接の利害関係、この意味するところは明文化されているのでしょうか。

○村上政府参考人（内閣府地方創生推進事務局・審議官）

お答えを申し上げます。

各それぞれ、政府にもいろいろな会議体があろうかと思いますが、その構成員の活動につきましては、例えば、株式の保有数でございますとか、法人経営の企画立案の会議に参加をして謝金をもらっているかどうかでありますとか、研究費の配分の有無でありますとか、それぞれの会議体の性格に即しましていろいろなルールが設定されている。その中で、特区諮問会議としては、先ほど申し上げたような、みずからが経営したり役員となっている会社が特区の事業認定を受ける場合を想定してということで運用させていただいてございます。

ただ、明文上の規定があるかどうかというお尋ねにつきまして言えば、運営規則上、明文で規定されているのは、直接の利害関係を有するか否かということでございますけれども、これを明文で詳細の解釈をしておりませんのは、やはり特区はある意味、全分野、全省庁のさまざまな所掌分野の事業についてお尋ねをいただくことが多いですから、必ずしも一概には決め切れないだろうということもございまして、これにつきましては個別具体的に判断すべきものということで、それ以上の明文化は現状しておらないというふうに私ども理解してございます。

○日吉委員

今、個別具体的に判断するというお話がございました。ということは、必ずしも加計学園の役員等になつてないかどうかだけで決めるわけではなくて、結果として疑われないように判断をする、このように理解しております。

今、直接の利害関係というふうに、この範囲は、単に諮問会議メンバーを、認定対象の役員であるか否かではなく、もっと広い概念であると私は考えます。例えば、獣医学部が新設されることで学生がふえ、たまたま近所で、諮問会議のメンバーの人が新しくできる学校の近くで定食屋さんか何かをやっていて、売上げがふえてもうかつたとか、こういった関係が間接的な利害関係なんじやないかなということで、こういったケースでは多分、利害関係には当たらないのかなとは思うんですけども。

総理夫人が、加計学園の運営することも園の名譽園長をしていた。そして、獣医学部が認定されれば、もしかしたら見返りに報酬を引き上げてもらえるような環境にあるわけで、環境にあるだけですよ、そうしたかどうかは別として、そういう環境にあるわけで、それはまさに安倍家の家計収入の増大につながっていくわけですから、直接の利害関係に当たるのではないか、このように考え

ますが、この直接の利害関係についてのお考えを教えてください。

○村上政府参考人（内閣府地方創生推進事務局・審議官）

大きく二点に分けて御回答させていただければと思います。

まず一つ、直接の利害関係という解釈が、委員御指摘のように、広いか狭いかという議論があるのではないかということを御指摘をいただいているんだと思いますけれども、現状は、先ほど申し上げたようなルールの運用で、かつ、その議事の内容も含めて総合的に、委員の間で諮問会議として御判断をいただいている。

ただ、実績で申し上げれば、先ほども申し上げましたとおり、基本的には委員全員の同意ということで、特定の者の意向が強く反映できるような運用の実態にはなってございません。そういう意味でも、今の現状の運用をベースとしつつ、引き続き個別事案に応じて判断していくべきもの、最終的には、これも会議自身を運営しておられる委員の皆さんにお決めをいただくというものかなというふうに思ってございます。

続きまして、御夫人が加計学園の関係の教育、児童施設に關係をしておられたかどうかということでおざいますが、まず、政府としては、質問主意書等でもお答えをしているとおり、夫人の私的な行為に関するものについては承知をしてございませんので、詳細についてコメントできる立場にはございません。

その上で、念のため、いざれにしろ、御夫人の問題とは関係なく、御影インターナショナルこども園ということでもし御指摘をいただいているとすれば、それが学校法人加計学園の設置した認可外保育施設であるということは同法人の事業報告書から確認をしてございますけれども、我々の認識しているところ、当該認可外保育施設は同学園の事業としても下部の組織でございまして、いざれにせよ、同学園全体の経営判断に何らかかわるような立場のある事業部ではないのではないか、こういうふうにその事業部自身については理解をしてございます。

○日吉委員

個別の判断というお話でございますけれども、具体的に、例えば諮問会議のメンバーの方々から利害関係はありませんという宣誓書なり、こういったものを入手されたりしている、こういった調査というのはされているんでしょうか。

○村上政府参考人（内閣府地方創生推進事務局・審議官）

お答えを申し上げます。

会議の運用上、手続として、一つ一つの事案につき一人一人の委員から必ず、あなたはこれは関係ありますか、関係ありませんかということを書面上で確認するような手続はとってございません。ですが、これは当然、会議の運用上も、御自身が発意されるだけでなく、ほかの委員が御指摘をいただくというようなことも可能性としてございますし、この諮問会議の委員になられるような方々の場合、ここで言う役員でありますとかそういった立場になれば、当然公開された書類の中に出でてきているケースがほとんどだと思いますが、こういったところの中で気づくようなケースがある場合は事務局からも問題提起はさせていただくような運用にしてございますし、現に、一席事案があ

ったケースにつきましても、我々の方からも大丈夫ですかということをお問合せをした上で、最終的に委員の皆さん同士で決めていただき、議決のその場でも、それが適切であろうという御判断を現場でいただいた。

こういったような形で、御指摘のような手続が一つ一つ丁寧にあるわけではございませんが、御本人の申出以外にもいろいろな角度からそういった御指摘があればきちんと反映できるような仕組みという中で会議を運営している、このように承知をしてございます。

○日吉委員

今度は文部科学省にちょっとお伺いいたしますが、大学設置審におけるメンバー、委員の利害関係に関する規制があると思うんですけれども、それについてちょっと御説明いただけますでしょうか。

○義本政府参考人（高等教育局長）

お答えいたします。

大学設置・学校法人審議会の運営規則、正確に名前を申し上げますと大学設置・学校法人審議会令、その十条でございますけれども、審議会の委員は、自己、配偶者若しくは三等親以内の親族の一身上に関する事件又は自己の関係する学校若しくは学校法人に関する事件について、議事の議決に加わることができないと定められております。

それでいきますと、配偶者につきましての一身上に関する事件ということについてでございますが、配偶者が直接関係しております設置認可の審査案件を除外するというものでございますので、直接かかわっておられる審査案件については、その委員は議決に加わることはできないというふうな形にしております。

○日吉委員

今度は内閣府にお尋ねいたしますけれども、設置審の規定では、配偶者がかかわっている案件にはその委員は参加することができないというような規定になっているわけですけれども、「直接の利害関係」という諮問会議の運営規則にある四条四項の規定、これはやはり、設置審の配偶者を除外する規定、これと平仄を合わせるべきじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○村上政府参考人（内閣府地方創生推進事務局・審議官）

お答え申し上げます。

若干原則的なお話になって大変恐縮でございますけれども、委員先刻御承知のとおり、国家戦略特区のプロセスは制度を改革するためのプロセスでございます。本件につきましては、獣医学部の新設申請自身が禁じられてきた告示を改正するものでございまして、そこに至るまでの制度改革上の判断と、実際に申請を受けた後の設置審上の審議の判断は、それぞれ独立して行っているものというふうに承知をしてございます。

個々別々に判断をすべきと、諮問会議の運営の中でも個別事例に即してと申し上げているという意味では、さまざまな御見解はあろうかとは思いますが、基本的にはそれぞれは独立したルールと

会議体の中で運営しているものであって、本件につきましても、諮問会議の会議の皆さんに、制度改革、その入り口の規制を緩和するという問題の中で適切に御判断をいただくべきという中で結論を出していただいているものというふうに理解しております。

#### ○日吉委員

確かに別々の規定の中で運用はされているんですけども、最終的に獣医学部の認可を文部科学省でされているわけでございます。その過程では、やはり認可の公正性、中立性、こういったものが担保されていなければならない。

そのために、文部科学省としても、国家戦略特区諮問会議においても、そのような透明性また中立性が確保されている必要があるということで、この設置審の規定に照らして、今回、戦略特区諮問会議においても、やはり配偶者の規定、これを利害関係として考えるべきではなかつたかと思うんですけども、その点につきまして、林大臣の御見解をいただきたいと思います。

#### ○林国務大臣

今、内閣府から答弁をいたしましたように、それぞれの制度、それぞれの目的に基づいて、先生が今お問合せのように、利害関係者との関係をどう整理するのかというのはそれぞれの制度で定まっているということで、我々が所管しております設置審の運営については先ほど局長から答弁したとおりでございますが、国家戦略特別区域の諮問会議、これは内閣府において所管をされておられますので、文部科学省としてその中身についてお答えする立場にはないということでございます。

#### ○日吉委員

しかし、最終的に文部科学省で認可をしているわけですから、そのプロセスにおいては、やはり文部科学省の設置審のレベルに合ったプロセスで検討がされていなければいけなかつたのではないかというふうに思っております。

そして、内閣府での利害関係の検討、これは実質的には行われていないのではないかというふうに考えております。確かに、加計学園の役員等に該当していないかどうか、そういったことはもしかしたら確認されているのかとは思いますけれども、具体的にどのような手続で、先ほども申し上げましたように、宣誓書をもらっていないこともありますし、例えば委員で、加計学園からお金をもらっているかもしれないか、こういった調査も本来するべきであったと思います。そういう手続がしっかりと行われていたのかどうか、もう一度御答弁いただけますでしょうか。

#### ○村上政府参考人（内閣府地方創生推進事務局・審議官）

お答えを申し上げます。

まず、設置審との関係につきましては、やはり設置審は設置審で厳しく見ていただく、我々は我々のルールで律する。逆に、設置審のルールがあるから我々のルールが変わるというものでも、逆に、我々のルールがこうだから設置審の方にこうしてくれというものでもないというふうに思ってございます。そういう意味では、諮問会議は諮問会議でみずからを律するべきと考えてございます。

その上で、どの程度細かく一つ一つチェックをするべきかということでございます。当時も、他

の案件、多くございますけれども、それと同様に、一般的なチェックは行っていたものというふうに理解をしてございます。

今後、もし、一つ一つ、一件一件について諮問会議の委員の手続書類上、確認を書面上とするべきではないかとかいったような御意見を賜ったということであるとすれば、それにつきましては、諮問会議の委員の皆様にも、国会でそういう御指摘をいただいたということで御意見を御紹介をさせていただければと、事務局としてそのように思います。

○日吉委員

今後やり方を検討するというのはもちろんですけれども、今回の件で、結果として大きな疑惑が出ているということであれば、そこに手続の不備があった、こういうふうに国民の皆様は考えているんだというふうに思っております。

もう一つ確認をさせていただきたいのですが、安倍総理の御夫人が加計学園の設置することも園の名誉園長をしていたわけでございますが、これが特区の諮問会議の議長である安倍総理の利害関係に当たらないということでよろしいかどうか、改めて確認をさせていただきます。

○村上政府参考人（内閣府地方創生推進事務局・審議官）

お答え申し上げます。

繰り返しとなる部分は回避させていただきますが、特区諮問会議での利害関係は、先ほど申し上げました直接の利害関係、これは、みずからが会社を経営したり役員をしていたりという場合を想定して運用しているというものですございます。この基準に照らし合わせますと、当該案件については該当していないというふうに理解をしております。

○日吉委員

済みません、くどくて申しわけないですけれども、もう一度確認ですけれども、何らかの利害関係はあるということでよろしいでしょうか。その規定に照らしたとしても、先ほど、ケース・バイ・ケースだということで、一概にその規定を当てはめることはできないというふうに解釈しております。ですので、何らかの利害関係はあるということだと思いますが、もう一度御答弁をお願いします。

○村上政府参考人（内閣府地方創生推進事務局・審議官）

お答え申し上げます。

特区制度の運用上、私ども事務局としても、サポートし、見ておりますのは、諮問会議が念頭に置いております直接の利害関係でございます。

直接の利害関係が、今の特区諮問会議の運用上、これの個別な事案に関してどうかかわるかということにつきましては先ほど御答弁をさせていただいたとおりでございますが、それ以外の一般的な利害関係の有無については、私ども判断する立場にございませんので、特段それについて、あるとかないとかということについてのコメントは、特区運営事務局としては控えさせていただきたいと思います。

○日吉委員

時間が来ましたので終わりますけれども、今おっしゃられたように、それ以外の利害関係があるかないかということを判断する立場にはないといいましても、そこで多額のお金をもらっていたら大きな問題になるわけですから、それは立場ではなくて、多分そういったことも含めて判断しなければいけなかつたと思います。

それを申し上げて、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。